

(6) 役員・評議員の報酬等及び費用規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という。）定款第13条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会に週4日以上勤務する者をいう。
- 3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- 5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員、非常勤役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、（別表1）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給するものとし、非常勤役員、評議員には、本協会勤務の都度、（別表2）非常勤役員等手当表に基づき支給する。
- 3 役員等に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の定例報酬月額、（別表1）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、(別表3)退職慰労金算出表に基づき算出するものとし会長が理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第8条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(出張時の日当、食費)

第9条 本会が役員等に対し出張を依頼するときは、別に定める旅費規程に基づき、日当、食費を支給する。

(公表)

第10条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成24年6月23日制定、平成24年6月23日より施行する。

2 この規程は、平成25年7月1日に一部改訂する。

3 この規程は、平成28年11月13日に改訂する。

(別表1) 常勤役員俸給表

号俸	月額	年額
1	¥300,000	¥3,600,000
2	¥400,000	¥4,800,000
3	¥500,000	¥6,000,000
4	¥600,000	¥7,200,000
5	¥700,000	¥8,400,000
6	¥800,000	¥9,600,000
7	¥900,000	¥10,800,000
8	¥1,000,000	¥12,000,000
9	¥1,100,000	¥13,200,000
10	¥1,200,000	¥14,400,000
11	¥1,300,000	¥15,600,000
12	¥1,400,000	¥16,800,000
13	¥1,500,000	¥18,000,000

(別表2) 非常勤役員等手当表

号	日額	対象者
1	¥15,000	専務理事、常務理事、監事
2	¥20,000	評議員、会長、副会長

(別表3) 退職慰労金算出表

勤続年数	金額	
	普通退職	業務上傷病疾病が原因の死亡及び退職
1年以上3年未満	月額報酬×勤続年数× 35/100	月額報酬×勤続年数× 70/100
3年以上7年未満	月額報酬×勤続年数× 50/100	月額報酬×勤続年数× 70/100
7年以上10年未満	月額報酬×勤続年数× 60/100	月額報酬×勤続年数× 85/100
10年以上	月額報酬×勤続年数× 65/100	月額報酬×勤続年数× 85/100